

## 申告書の記入方法

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当する箇所の□(チェック欄)にレを記入してください。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」、「届出者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、□(チェック欄)にレを記入し、所有者欄のみを記入してください。
- 4 「所有形態」の欄については、該当する項目を○で囲んでください。  
また、「5. その他」に該当する場合には、( )内にその詳細を記入してください。
- 5 「主たる定置場」の欄については、
  - ① 所有者の住所又は所在地と同じときは、1を○で囲んでください。
  - ② 所有者の住所又は所在地と異なるときは、2を○で囲み、主たる定置場を記入してください。  
変更の申告の場合には、( )内に旧主たる定置場所の市町村名を記入してください。
- 6 「販売・譲渡証明書」欄については、販売、譲渡のいずれかを○で囲んでください。  
日付は、販売又は譲渡した年月日を記入してください。

(参考)

区 分	説 明
原動機付自転車 第一種	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの
原動機付自転車 第二種乙	二輪のもので総排気量0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの
原動機付自転車 第二種甲	二輪のもので総排気量0.09リットルを超え、0.125リットル以下のもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの
原動機付自転車 ミニカー	三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で総排気量0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
小型特殊自動車	農耕作業用自動車については、最高速度毎時35キロメートル未満のもの その他の小型特殊自動車については、最高速度毎時15キロメートル以下のもの

※ 印鑑の取扱いや必要書類等は、市町村によって異なる場合がありますので、提出先の市町村の軽自動車税担当にお問い合わせください。